



# みんなの in 小田原 ビジネススクール

1講座  
2,000円

気軽なのに、ためになる。  
ビジネスで悩むあなたへ。  
「なるほど!」を届けます。



12/9

Wed.

19:00 - 21:00

## やりたいこととやるべきことの両立



山崎 大祐 氏

株式会社マザーハウス 代表取締役副社長

【場所】 小田原箱根商工会議所 1F ホール (小田原市城内1-21)

【受講料】 2,000円

【対象】 創業を考える方、創業後数年経ってステップアップを考える方

【定員】 40名 (定員を超える場合、小田原箱根商工会議所管内に在住、在勤の方を優先します)

【申込〆切】 12月4日 (金)

お申込みはコチラから



## 特定創業支援等事業認定者への支援措置

起業スクール修了生の皆さんは、特定創業支援等事業により支援を受けて創業する者として、国から下記の支援を受けることができます。

### 登録免許税の軽減(小田原市内に本店を置く場合のみ)

認定を受けた特定創業支援等事業の支援を受けて創業を行おうとする者又は創業した日以後5年を経過していない個人が会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減されます。(株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%→0.35%(※)、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円→3万円)

※最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円、合同会社設立は6万円が3万円にそれぞれ減額されます。

※特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は、登録免許税の軽減を受けることができません。

### 神奈川県信用保証協会の創業関連保証

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用可能となります。(別途、審査を受ける必要があります。)

### 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足について

特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものととして、利用可能となります。

(別途、審査を受ける必要があります。)

※創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象となります。

### 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用可能となります。(別途、審査を受ける必要があります。)

## 認定を受けるにはどうしたらいいの？

小田原市経済部産業政策課に申請が必要です。

申請前に、当会議所が必要な書類(氏名、住所、支援内容、支援期間等を記載したもの)を発行致しますので、当所創業担当(0465-23-1811)までご連絡下さい。

市が発行する書面を以て、上記支援が実際に活用できます。